



島根県報

平成19年 3 月30日 (金)

号外 第 48 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

補助金等交付規則第 3 条の規定による県民再生の森事業費交付金の交付等の対象 (林 業 課)
を定める告示

告 示

島根県告示第285号

補助金等交付規則 (昭和32年島根県規則第32号) 第 3 条の規定により、県民再生の森事業費交付金の交付等の対象を次のとおり定め、平成19年 4 月 1 日から施行する。

平成19年 3 月30日

1 交付金等の名称

県民再生の森事業

2 交付金の交付の目的

荒廃した森林を再生し、安全で安心な生活に不可欠な水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継ぐ責務を果たすことを目的とする。

3 交付の対象者の範囲

森林所有者、特定非営利活動法人等

4 交付の対象となる事業及び交付の額

	対 象 事 業	交 付 額
1 不要木の伐採	(1) 10年以上適切な管理が行われていないために荒廃している林齢36年以上の人工林 (当該人工林を主体として一体的な整備を行う場合は、林齢が36年未満の人工林の区域を含む。) において、森林所有者又は森林所有者から委託を受けた森林組合その他の林業事業者が列状、群状等により効率的に不要木の伐採 (水資源のかん養、土砂災害の防止等公益的な機能を維持していくための必要最小限の伐採に限る。) をすること。	毎年度別に定める標準経費 (委託した場合は、委託費と標準経費のいずれか低いほうの額) に相当する額
	(2) 10年以上適切な管理が行われていないために荒廃している人工林において、島根県森林環境保全造林事業補助金交付要綱 (平成14年島根県告示第768号) 第 2 条の表補助金交付の対象である事業の内容の欄の 2 の (2) に規定する絆の森整備事業を活用して特定非営利活動法人等が不要木の伐採 (除伐又は間伐に限る。) をすること。	絆の森整備事業の対象となる場合にあっては当該絆の森整備事業に係る標準経費からその交付される補助金額を差し引いて得られる額に相当する額、絆の森整備事業の対象とならない場合にあっては 1 の(1)の交付額に準じて算定される

		額
2 広葉樹の植栽	1 の不要木の伐採をした森林において、針葉樹と広葉樹が混交する森林にするため広葉樹を植栽（後年の管理を伴わない程度の密度の植栽に限る。）すること。	毎年度別に定める標準経費（委託した場合は、委託費と標準経費のいずれか低いほうの額）に相当する額
3 侵入竹の全伐整理	対象人工林に侵入して公益的な機能を低下させている竹のすべてを伐採し、及び整理すること（竹の再生時の伐採等の管理が可能な場合に限る。）。	毎年度別に定める標準経費（委託した場合は、委託費と標準経費のいずれか低いほうの額）に相当する額
4 森林国営保険の加入	1 の不要木の伐採をした森林（県又は一般の県民による管理のための作業の協力、利用等が想定されるものに限る。）において、伐採した後に残る主たる上層木を対象とした森林国営保険に加入すること。	森林国営保険の加入に必要な額に相当する額

5 その他

- (1) 森林所有者と県は、別に定める県民再生の森事業実施要領（平成17年 3 月29日付け林第1571号）に基づく協定書を締結しなければならないこと。
- (2) 知事に提出する申請等の書類は、実施場所を管轄する支庁、各農林振興センター又は農林振興センター各事務所に提出すること。